

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
1 補助事業の内容	補助の対象者	中小企業基本法第2条に規定する「常時使用する従業員」とは、どのような定義か。パートやアルバイトも含むのか。	<p>中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」のことを指します。よって、パートやアルバイト、派遣社員であっても、「予め解雇の予告を必要とする者」に該当すれば「常時使用する従業員」ということとなります。なお、会社役員及び個人事業主は、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」には該当しません。</p> <p>※【参考】労働基準法（昭和22年法律第49号） （解雇の予告） 第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払つた場合においては、その日数を短縮することができる。 3 前条第2項の規定は、第1項但書の場合にこれを準用する。 第21条 前条の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。 但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。 一 日日雇い入れられる者 二 2箇月以内の期間を定めて使用される者 三 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者 四 試の使用期間中の者</p>

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
2 補助事業の内容	補助の対象者	個人事業主のもとで働く事業の専従者（同居の親族）は、「常時使用する従業員」に該当するか。	本事業では、「常時使用する従業員」とはみなしません。
3 補助事業の内容	補助の対象者	「事業所」とは、どういった施設を指すのか。	<p>「事業所」とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいいます。</p> <p>（１）経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。</p> <p>（２）財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。</p> <p>すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものとなります。</p>
4 補助事業の内容	補助の対象者	宗教法人で宿坊を運営しているが、対象となるか。	<p>宗教法人は、原則、補助の対象外ですが、旅館業法における旅館業の許可を得ている宿坊を運営する宗教法人は対象となります。ただし、当該宿坊にかかる事業のみ対象とします。例えば、空気清浄機を購入して、宿坊の各部屋に設置する事業は対象となりますが、お寺の本堂に設置するのであれば、対象となりません。</p> <p>なお、宿泊業は「サービス業」に該当するため、常時使用する従業員数が100人以下の宗教法人のみが対象となります（宗教法人は資本金の概念がないため、従業員数のみで判断してください。）。</p>
5 補助事業の内容	補助の対象者	NPO法人は対象となるか。中小企業基本法第2条におけるどの業種になるか。	<p>事業収益（売上）を得ているのであれば、対象となります。ただし、中小企業等と同じ要件（従業員数、売上高の減少等）を満たす必要があります。業種については、NPO法人が実施している事業の内容によって判断してください（募集要領P17参照）。</p>

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
6 補助事業の内容	補助の対象者	NPO法人等で確定申告をしていない場合は、対象外となるのか。	公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）であれば、確定申告を行っていない場合であっても、下記を「事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類」として提出していただくことで対象とすることができます。 ・学校法人・・・事業活動収支計算書 ・社会福祉法人・・・事業活動計算書 ・公益財団法人・公益社団法人・・・正味財産増減計算書 ・NPO法人・・・活動計算書 ただし、収入の全てが寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等という営業外収益に当たるものである法人は、事業収入（売上）を得ていないとみなして対象外とします。
7 補助事業の内容	補助の対象者	和歌山県外にも事業所がある場合、売上高が20%以上減少したかどうかの判断は、どうすればよいか。	本店又は主たる事務所が和歌山県内の場合は、法人全体の売上高で比較してください。本店又は主たる事務所が和歌山県外の場合は、和歌山県内の事業拠点分のみの売上高で比較してください。
8 補助事業の内容	補助の対象者	大阪に本社があり、大阪と和歌山にそれぞれ工場を持っている。売上高は20%以上減少しているが、和歌山の分だけの売上高が算出できない。どうすればよいか。	本店又は主たる事務所が県外にある場合は、県内拠点分の売上高で比較することになります。質問のように、売上台帳等だけでは県内拠点分を算出できない場合は、売上高をそれぞれの工場における製造量等で按分することにより算出してください。この場合、売上台帳等と併せて、製造量等を確認できる書類と按分式を記載した書面も提出してください。
9 補助事業の内容	補助の対象者	令和2年1月30日に開業し、30日と31日に営業した上で収入を得ている場合、「前年同月等」の売上高の判断はどうすればよいか。	令和2年1月中に開業した事業者に係る「前年同月等」の売上高については、1月の営業日に係る売上高を合計の上、営業日数で除した額に、通常営業月の営業日数を乗じた額としてください。ご質問の内容であれば、1月30日と31日の売上高を合計し2で除した額に、通常営業月の営業日数を乗じてください。

和歌山県 県内事業者事業継続推進事業費補助金 Q&A

【令和2年8月25日版】

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
10 補助事業の内容	補助の対象者	売上高の判断基準の「新規開業特例1」について。開業日が月の途中（例えば、令和元年8月17日の場合）である場合、開業日の属する月の売上高をどう判断するのか。8月17日以降の売上高を月間売上高と判断するのか。	開業日の属する月の売上高は、開業日から開業日の属する月末までの売上高を合計し、営業日数で除した上で、通常月の営業日数を乗じることにより算出してください。 (質問例の算出式：定休日は下記期間中2日、通常月約4日) (8月17日～31日の売上高の合計) ÷ 13日 × 27日 (31日-4日) ※平成31年2月から4月における月の途中で開業した事業者においても、同様の考え方でそれぞれの月の売上高を算出します。
11 補助事業の内容	補助の対象者	昨年（令和元年）8月に親が営んでいた個人業を事業承継した。新たに開業届を提出しているが、前年度の売上高は、親が営んでいた時期（2月～5月）の売上高としてよいか。	開業日以降の売上高としてください。令和元年8月に事業承継の上開業した場合は、令和元年8月から令和2年1月までの月平均売上高が前年同月等の売上高となります。
12 補助事業の内容	補助の対象者	令和2年2～5月に事業承継した場合、前年同月等の売上高として父親の代の売上高を用いて良いか。	【父親から息子に事業承継したと仮定した場合】 ・令和元年5月2日～令和2年1月31日の間に事業承継した場合は、「新規開業特例1」（募集要領P5参照）により息子の前年同月等の売上高を算出の上、息子の今年（2～5月）の売上高と比較してください。 ・令和2年2月1日～令和2年5月31日の間に事業承継した場合は、父親の前年（2～5月）の売上高と、息子の今年（2～5月）の売上高をそれぞれの月毎に比較してください。この場合、交付申請時に「事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類」として、「個人事業の開業・廃業等届出書」（開業分）を提出いただくとともに、父親の代の直近の「確定申告書第一表」を併せて提出してください（※「個人事業の開業・廃業等届出書」の「届出の区分」のところに、事業の引継ぎを受けた場合として、父親の確定申告書に記載された住所・氏名が記載されていることが必要です。）。 ※事業承継日が月の途中の場合における売上高の算出方法は、Q10に準ずるものとします。
13 補助事業の内容	補助の対象者	令和2年5月20日に新規開業した場合、事業計画書等に記載の売上予定額との比較はどのようにすればよいか。	・事業計画書等に5月分の売上予定額が記載されている場合、当該売上予定額とQ10に準じて算出した実際の5月分の売上高を比較してください。 ・事業計画書等に年間の売上予定額しか記載されていない場合、ひと月分の平均売上予定額とQ10に準じて算出した実際の5月分の売上高を比較してください。

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
14 補助事業の内容	補助の対象者	令和2年6月に事業承継した場合でも、補助の対象者となり得るか。	令和2年6月に事業承継した方は、令和2年2～5月分の売上高が存在しないため、補助の対象者にはなりません。ただし、死亡による事業承継を受けた個人事業主（相続人）はこの限りではなく、その際の売上比較は、事業の承継を行った旧経営者による令和2年2～5月の売上を前年の売上と比較してください。
15 補助事業の内容	補助の対象者	上記の事業承継の考え方は、法人の合併や個人事業主からの法人化についても、同様か。	同様です。合併の場合は、「父親」を「合併前の全ての法人」、法人化の場合は、「父親」を「法人化前の個人事業主」と読み替えてください。なお、令和2年2月1日～令和2年5月31日の間に合併又は法人化した場合の、交付申請時に「事業収入（売上）を得ていることが確認できる書類」として提出いただく書類は次のとおりです。 【法人の合併の場合】 →合併後の法人の「履歴事項全部証明書」、合併前の全法人の直近の「確定申告書別表第一」（※「履歴事項全部証明書」に、「確定申告書別表第一」に記載の法人を合併したことが記載されていることが必要です。） 【個人事業主の法人化】 →「法人設立届出書」、「個人事業の開業・廃業等届出書」（廃業分）、個人事業主の頃の直近の「確定申告書第一表」（※「個人事業の開業・廃業等届出書」の「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に、法人化後の法人名・代表者名が記載されていることが必要です。）
16 補助事業の内容	補助の対象者	交付申請後に、事業承継した場合、承継した時点で補助事業をストップしなければならないのか。それとも、承継した者が引き続き補助事業を継続してよいのか。	事業承継を受けた方により、引き続き補助事業を継続していただくことができます。法人の合併や個人事業主の法人化についても同様です。この場合、和歌山県知事宛てに事業引継承認申請書を提出いただくこととなります。
17 補助事業の内容	補助の対象者	和歌山県内で事業を実施しているが、本社は東京である。この場合も補助の対象となるか。	本店又は主たる事務所が県外であっても、和歌山県内で事務所又は事業所を設置していれば、対象となります。この場合、中小企業等に該当するかどうかの判断（資本金、従業員数等）は法人単位で行っていただき、売上高が20%減少したかどうかの判断は、和歌山県内の事業拠点分のみの売上高で比較して判断してください。

和歌山県 県内事業者事業継続推進事業費補助金 Q&A

【令和2年8月25日版】

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
18 補助事業の内容	補助の対象者	法人格のない「任意団体」は補助の対象になりますか。	事業収益（売上）を得ている（確定申告をしている）のであれば、対象となります。ただし、中小企業等と同じ要件（従業員数、売上高の減少等）を満たす必要があります。
19 補助事業の内容	補助対象事業	国の補助金と県の当該補助金について、両方申請することは可能か。	申請することは可能ですが、今回の県の申請内容に国の補助金を充当するのであれば対象外になります。従っていずれか一方の補助しか受けることはできません。なお、県の当該補助金の交付決定後に、国の補助金を受けるために事業を取り下げる場合は、中止（廃止）承認申請書を提出してください。
20 補助事業の内容	補助対象事業	今回の申請内容とは別の事業で、国の補助金を受けているが、問題ないか。	今回の申請内容に国の補助金を充当するのであれば対象外になってしまいますが、他の事業の実施に対して国の補助金を受けるのであれば、問題ありません。
21 補助事業の内容	補助対象事業	国の「持続化給付金」を受けていても、問題ないか。	国の「持続化給付金」は、使い道が限定されていないため、問題ありません。
22 補助事業の内容	補助対象事業	市町村の補助金を受けているが、問題ないか。	市町村の補助金は国の補助金ではないので、問題ありません。ただし、提出いただく「収支予算書」及び「収支決算書」の【収入の部】の「その他」欄に市からの補助金額を全額計上し、二重取りにならないことを確認してください。また、その場合、「備考」欄に「●●市●●補助金」と明記してください。
23 補助事業の内容	補助対象事業	実績報告の段階、又は額の確定の段階で事業規模が30万円を下回った場合は、全額補助対象外になるのか。	全額補助対象外となります。

和歌山県 県内事業者事業継続推進事業費補助金 Q&A

【令和2年8月25日版】

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
24	補助事業の内容 補助事業期間	5月から申請受付をスタートさせているが、それ以前に実施した事業でも補助対象になるのか。	令和2年4月1日以降に着手した事業であれば対象になります。
25	補助事業の内容 補助事業期間	令和2年3月に着手し、令和2年10月に完了する予定の事業は補助対象になるのか。	令和2年4月1日以降に着手することが条件です。したがって、補助事業期間中に実施する事業であっても、令和2年3月31日以前に着手した事業は対象になりません。
26	補助事業の内容 補助対象経費	令和2年5月に新規開業した場合、4月1日以降に着手した新規開業に要した開業費は対象となるか。	新規開業に要した開業費は対象外となります。ただし、安全・安心を確保するための事業（例：開業時に設置した空気清浄機の購入費）については対象とします。また開業後、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業計画書等で見込んでいた売上高が達成できなかったために、その売上高を回復させるための新たな取組（通常開業にあたって取り組むこととしていなかったもの）に要する経費は対象となります。
27	補助事業の内容 補助事業期間	事業の実施途中で、一部を取りやめざるを得なくなった場合はどうすればよいのか。	何らかの実績がある場合は、その実績内容に基づき、実績報告を行ってください。実績に該当する部分の補助金は交付可能です。ただし、補助対象経費が30万円に満たない時は交付できません。なお、何らの実績も無い場合は、「事業廃止（中止）申請書」を提出してください。この場合、補助金は交付できません。
28	補助事業の内容 補助事業期間	「事業計画書」に記載した「事業実施（予定）期間」内に事業が完了しないと見込まれる場合はどうすればよいのか。	速やかに「遅延等報告書」を提出してください。ただし、令和2年12月31日までに事業完了する必要があります。
29	補助事業の内容 補助対象経費	金融機関に対する振込手数料は対象になるか。	金融機関に対する振込手数料は補助の対象とはなりません。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は、補助対象経費として計上することができます。

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
30	補助事業の内容 補助対象経費	従来から継続して実施していた事業に係る経費は、補助対象になるか。（例：これまで毎月購入していた材料の仕入代、毎月依頼していた清掃代等）	質問例のように、従来からの事業をそのまま維持するためだけの経費は対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響により減少した売上を回復するための「新たな取組」（例：テイクアウトを始めるために新しく購入する容器代）と新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための「新たな取組」（例：タクシー内にアクリルパーテーションを設置するための材料費と設置費）に係る経費が補助対象となります。
31	補助事業の内容 補助対象経費	「事業計画」に記載した「事業実施（予定）期間」終了後に参加する予定の研修の費用を、「事業実施（予定）期間内」で前払いしていれば、その経費は対象になるか。	対象となりません。「事業実施（予定）期間」内で支払が終わっていても、その期間内に実施していない取組は対象となりません。
32	補助事業の内容 補助対象経費	手形支払を行った経費も対象になるか。	事業実施期間中に決済されたものは対象となります。
33	補助事業の内容 補助対象経費	ネット販売を始めるために、ホームページを委託により構築したが、商品入れ替え等のために内容を頻繁に更新する必要がある。この場合、ホームページ構築委託費用のみ対象となるのか、それとも、更新に係る委託費用も対象となるのか。	ホームページ構築委託費用は対象となります。また、事業実施期間の範囲内であれば、更新に係る費用も対象となります。
34	補助事業の内容 補助対象経費	消耗品の購入費は対象となるのか。	事業の実施に必要であれば、対象となります。ただし、マスクの購入経費は対象外です。
35	補助事業の内容 補助対象経費	新規顧客を開拓するため、販売促進としての粗品を作成の上、配付する費用は、補助対象となるのか。	粗品に、新しい取組にかかる商品・サービスの宣伝広告が掲載されていれば、販促品の作成費用として対象となります。
36	補助事業の内容 補助対象経費	来年以降も継続してコロナ対策をするため、消毒液や手袋などの消耗品を大量購入してストックする場合も補助対象となるのか。	消毒液等の消耗品については、事業実施期間中に使用するのであれば対象となりますが、当該期間を超えてまでストックする部分は対象外です。

和歌山県 県内事業者事業継続推進事業費補助金 Q&A

【令和2年8月25日版】

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
37	補助事業の内容 補助対象経費	デリバリーに伴う食材の購入費は対象となるのか。	財やサービスを生み出すために直接必要となる経費（売上原価に相当する経費）は、通常、補助を行わなくても全額回収できる経費となるので、対象外です。よって、食材の購入費は対象外となります。
38	補助事業の内容 補助対象経費	デリバリーを始めるにあたり、デリバリーを専門とした配達員を雇う予定である。この配達員の給料は対象となるか。	補助事業を実施するためだけに必要な人件費は、事業実施期間の分のみ（事業実施期間内に支払を完了した分のみ）対象となります。雇用した従業員が、補助事業以外の業務にも従事する場合（配達員が、従来からの業務である店舗の接客も行う等）は、事業を実施しない場合でも必要となる固定費とみなして対象外とします。
39	補助事業の内容 補助対象経費	以前から雇用していた従業員が、ネット販売用のホームページを構築する場合、この従業員の給料は対象となるか。	以前から雇用していた従業員の給料は、事業を実施しない場合でも必要となる固定費とみなして対象外とします。
40	補助事業の内容 補助対象経費	補助事業の実施だけに従事する従業員を雇いたい。この場合、「経費の積算（精算）根拠が確認できる書類」として何を提出すれば良いか。	<p>【計画段階の積算根拠書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員募集のチラシ、募集サイトの印刷等、賃金水準が確認できる書類 ・諸手当等がある場合は、就業規則等、支払の根拠が確認できる書類及び金額の根拠が確認できる書類 <p>【実績段階の積算確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書（又は労働条件通知書）（※新規雇用したことを確認） ・賃金台帳、給与明細（※日付、申請者名、金額が記載されたもの）
41	補助事業の内容 補助対象経費	事業の実施に必要な備品を新たにリースする場合、リース費用は対象となるか。	事業実施期間の分のみ対象となります。この場合、事業実施期間内に支払まで完了する必要があるため、例えば、月末締め翌月支払の場合、事業実施期間の終期を12月31日に設定しているのであれば、11月分までのリース料が対象となります。
42	補助事業の内容 補助対象経費	県外の事業所に設置する空気清浄機の購入・設置費は補助対象となるか。	対象外です。県内事業所への購入・設置費用のみ対象とします。

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
43 補助事業の内容	補助対象経費	補助対象経費にならない「その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費」の例を示してほしい。	金融機関に対する振込手数料（振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合を除く）、公租公課、官公署に支払う手数料等、土地の購入費、売上原価に相当する経費（商品や材料を仕入れて売る場合の仕入費等）、フランチャイズ契約の加盟金・保証金・ロイヤリティ及びそれに類するもの、金券・商品券の購入費、預け金等後日返還されるもの、各種保険料・保証料等がこれに該当します。
44 補助事業の内容	補助対象経費	補助対象経費は消費税額を除いた額を記載することとなっているが、免税事業者や簡易課税事業者についても同様に消費税額を除いた額を補助対象経費とします。	免税事業者や簡易課税事業者についても同様に消費税額を除いた額を補助対象経費とします。
45 交付申請手続	申請先	業種等により、申請先が異なっているが、どの業種に該当するかわからない。	どの業種に該当するかわからない場合は、商工観光労働総務課にお問い合わせください。
46 交付申請手続	申請先	複数の業種を実施している場合は、どこに申請すればよいか。	いずれかの業種の窓口（1カ所）に申請してください。なお、複数業種にまたがる場合であっても、1法人（1個人）につき1回限りの申請となりますので、ご注意ください。
47 交付申請手続	交付申請	交付申請前から実施しており、交付申請の日時点でまだ支払が完了していない事業は、「交付申請の日において既に完了（支払まで完了）している事業」と「交付申請の日において未了である（まだ完了していない）事業」のどちらに該当するか。	“交付申請の日”時点の状況で判断してください。質問の場合は、まだ支払が完了していない状況なので、「交付申請の日において未了である（まだ完了していない）事業」に該当します。
48 交付申請手続	交付申請 （交付申請書）	交付申請書に添付することとなっている通帳の写しについて、ネットバンキングであるため紙媒体の通帳がない。この場合、どうすればよいか。	電子通帳（Web通帳）等、で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が確認できるものを提出してください。
49 交付申請手続	交付申請 （事業計画書） （事業結果概要書（その1））	和歌山県以外にも事業拠点があるが、「1. 申請者概要」の「従業員数」は法人全体で記載するのか、それとも和歌山県の事業拠点の人数のみ記載するのか。	法人全体の人数を記載してください。

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
50	交付申請 （事業計画書） （事業結果概要書（その1））	和歌山県以外にも事業拠点があるが、「2. 売上高の状況」は、法人全体の売上高を記載するのか、それとも和歌山県の事業拠点のみの売上高を記載するのか。	本店又は主たる事務所が和歌山県内の場合は、法人全体の売上高を記載してください。本店又は主たる事務所が和歌山県外の場合は、和歌山県内の事業拠点分のみの売上高を記載してください。
51	交付申請 （事業計画書） （事業結果概要書（その1））	「2.売上高の状況」について、減少率が20%未満の月についても記載する必要があるか。 そうであるなら、5月中旬に申請する場合、本年5月の売上高の記載方法は。	当該欄は、2～5月のすべての月について、記載してください。ただし、5月中に申請する場合においては、「5月の売上高」の欄は記載不要です。なお、売上台帳等は、減少率が20%以上の月の分（今年と昨年の分の両方）のみ提出いただければ結構です。
52	交付申請 実績報告 （収支予算書） （収支決算書）	【支出の部】の「内容」はどの程度詳しく記載する必要があるのか。	特にルールは設けませんので、可能な範囲で記載してください。ただし、「事業計画書」の「事業内容」欄と合致しているということが分かるように記載してください（例：「事業内容」欄に「デリバリー事業を開始」と記載→「デリバリー専用バイク購入費」）。なお、交付決定後は、【支出の部】の「内容」を <u>追加することはできません</u> ので、ご注意ください。
53	交付申請 （収支予算書） 事業の実施	経費の積算根拠として提出した見積書やカタログの内容に、どこまで縛られるのか。例えば、A社から見積書を徴取していた場合、A社に発注しないといけないのか。	A社に発注する必要はありません。Bメーカーのカタログを添付していたが、結果的にCメーカーの商品を購入しても問題ありません。
54	交付申請 （収支予算書） 事業の実施	「収支予算書」の「内容」に「〇〇メーカー製パソコンCL・・・（型番）購入」と記載したものを、実際は「△△メーカー製パソコンBM・・・（型番）」を購入した場合、事業内容の変更に該当するか。	事業は、交付申請時に提出した「事業計画書」の内容に基づき実施していただくこととなります。交付申請時の事業内容は、交付決定後に変更することができません。 また、「収支予算書」記載の「内容」の項目も交付決定後に追加することができません（実施要領P14参照）。したがって、例えば「収支予算書」に「自動車購入」と記載した場合、「バイク購入」に変更したり、新たに「バイク購入」の項目を追加することはできません。 ただし、質問のように、購入製品のメーカーや型番が異なる所謂「同等品」を購入するといった程度の変更は、事業内容の変更には該当しません。

大項目	小項目	問い合わせ内容	回 答
55 交付申請手続	交付申請 (事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類)	募集要領P10及びP12の「4) 事業収入(売上)を得ていることが確認できる書類」のところに「e-Taxによる申告を行った場合で、收受日付が確認できないものは、「受信通知」を添付してください。」とあるが、「收受日付が確認できる」とは具体的にどういう状態を言うのか。	確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている状態のことを言います。これらが明示されている場合は、「受信通知」の添付は不要です。